

もっと教育!

# FROM-0 歳 アクションプラン

第2次案



子どもに夢 教師に笑顔 学校に誇り 地域に絆

美濃加茂市教育振興基本計画  
平成26年3月策定

美濃加茂市教育委員会

# 美濃加茂市 市民憲章

昭和53年4月1日 告示第10号

私たちは、豊かな水と緑の恵みをうけ、木曾の流れのようにひらけゆく未来をもつ、美濃加茂の市民です。

私たちはこのまちを愛し、たがいのしあわせを願い、ひとりひとりの誓いをこめて、この憲章を定めます。

- 一 健康で働き、心のかよう家庭をつくります。
- 一 きまりを守り、いたわりあい、助けあって住みよいまちをつくります。
- 一 自然をいかし、環境をととのえ、くらしのゆたかなまちをつくります。
- 一 夢をもち、正しく強く生きる青少年の育つまちをつくります。
- 一 教養を深め、文化の香り高いまちをつくります。



# 目次

I	策定にあたって	
1	FROM-0 歳アクションプランと 美濃加茂市第5次総合計画	1
2	FROM-0 歳アクションプランの体系	3
3	計画期間	3
II	FROM-0 歳アクションプランの理念	
1	理念	4
2	理念を支える3本の柱	4
3	理念を具現する4つの場	5
III	美濃加茂市の教育の現状と課題	
1	学力	7
2	家庭での学習及び生活	10
3	いじめ等の問題行動・不登校	12
4	体力や健康など	14
5	安心・安全への取り組み	16
6	外国人児童生徒	17
7	幼児教育	18
8	幼保小中高の連携	18
9	家庭・地域の教育力	19
10	学校規模の適正化	19
IV	FROM-0 歳アクションプランの方針と施策	
1	ロングスパン教育	21
(1)	家庭教育と子育て支援の充実	21
(2)	幼児期の保育・教育の充実	23

(3) 幼保小中高の連携の強化.....	24
(4) 特別支援教育の充実.....	25
(5) 外国人児童生徒への指導の充実.....	27
2 面による指導.....	28
(1) いじめや問題行動, 不登校の未然防止と対応 ～人権教育の推進.....	28
(2) 安心・安全な教育環境づくり.....	30
(3) 心の教育の推進.....	32
(4) キャリア教育の推進.....	33
(5) 関係機関や地域との連携の強化.....	34
(6) 開かれた学校づくり.....	36
3 授業改革.....	37
(1) 授業改善の推進.....	37
(2) 学力の定着と向上.....	39
(3) 基本的な学習・生活習慣の育成と読書指導の推進.....	40
(4) 学習環境の整備.....	42
(5) 職員研修の充実.....	43
4 その他の主な教育施策.....	44
(1) 学校規模の適正化.....	44
(2) 教職員の心身の健康管理.....	45
V FROM-0 歳アクションプランの評価.....	47



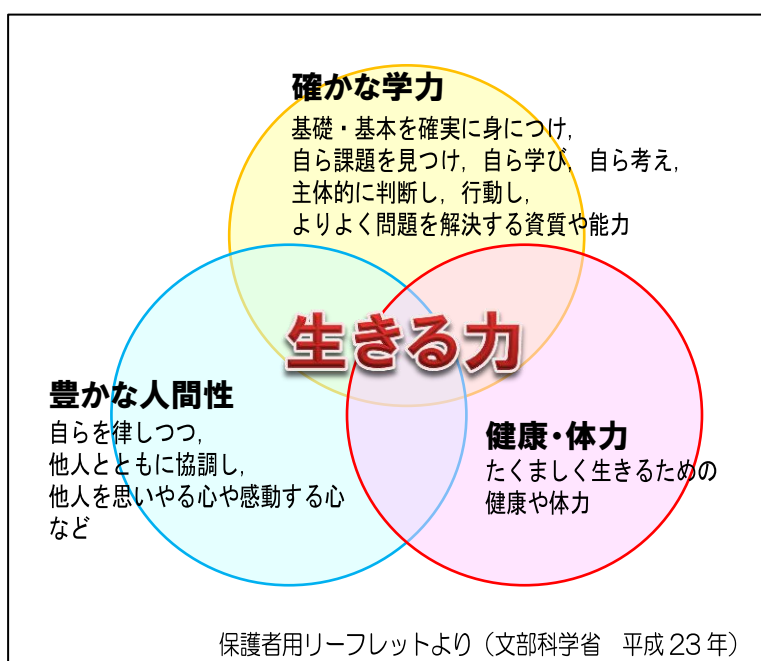
策定委員名簿.....	48
-------------	----

## I 策定にあたって

### 1 FROM-0 歳アクションプランと美濃加茂市第 5 次総合計画

文部科学省は、「生きる力」とは、右図のように、確かな学力と豊かな人間性、健康や体力、すなわち知・徳・体のバランスのとれた力であると定義づけています。

小学校においては平成 23 年度から、中学校においては平成 24 年度から全面実施された学習指導要領は、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力、判断力、表現力などの育成を重視しています。



次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を身につけるためには、学校だけでなく、家庭や地域など、社会全体で教育を推進していくことが大切です。

平成 14 年、美濃加茂市教育委員会は、教育夢プランとして FROM-0 歳プランをスタートさせました。このプランの趣旨は、美濃加茂市という地域の財産を活用し、学校や地域住民の手で、子どもを誕生から高等学校卒業まで一貫して育てようというものです。美濃加茂市の教育は、第 5 次総合計画（5 次総、平成 22 年度から）の枠組みの中で、FROM-0 歳プランのもとに進められてきました。今年度（平成 25 年度）は、5 次総の 4 年目になります。5 次総では、基本目標 3「快適でこちよく定住できるまちをつくります！」（仲良くの「まる」）の政策 1「未来を担う、心豊かでたくましい子どもを育む」が、教育に直接に関わる内容になっています。

平成 25 年 6 月に就任した藤井浩人市長は、美濃加茂市の経営方針の第一に「もっと教育」を掲げています。それは、未就学児を含めた教育を充実させるための『FROM-0 歳プランの発展』、美濃加茂市の自然や文化を愛し、誇りにすることができる『郷土教育』、地域や社会の一員として活躍する子どもを育てるための『地域教育』、キャリア教育や国際交流による『コミュニケーション能力の向上』を推進するとともに、最先端の技術や情報にふれる教育環境づくりをめざす、つまり FROM-0 歳プランのもと、学校や地域社会において、誇りと責任を持ち、美濃加茂のまちを愛する市民を育てようというものです。

したがって、美濃加茂市では今後も FROM-0 歳プランを推進し、「自己にきびしく人にやさしい、心身ともにたくましい子ども」の育成をめざします。この理念を実現



するためには、美濃加茂市の学校教育を中心とした現状を正しく認識し、的確に課題をとらえるとともに、FROM-0歳プランの理念を具体化し、今後の方針と施策を明確にした計画が必要です。そして、教育に携わる者が、それぞれの立場でその計画に基づいて行動を起こしていかなければなりません。そこで、FROM-0歳プランに基づいた行動を起こしていくという意味で、美濃加茂市の教育振興基本計画を「FROM-0歳アクションプラン」と名付けました。

FROM-0歳アクションプランは、基本的に義務教育を対象としています。プランの中心は、今後6年間を見通した方針と施策であり、小中学校を始め教育に携わる者の指針としました。また、義務教育に直接には関わらなくても、プランを実現する上で大切な施策については「関連施策」としました。一人一人の子どもが夢を持ち、その実現に向かってエネルギーに挑戦していく、社会の一員として与えられた権利を尊重するとともに義務や責任を果たそうとする高い倫理観や規範意識、人権感覚を持ち、主体的に問題を解決していこうとする、そんな子どもたちを育てる教育をめざします。

学校教育を担当する教師には、教育のプロとしての指導力、指導技術が必要です。しかし、それ以上に、その教師のそばにいて子どもが安心できる、心が解放される、そんな人間性が大切です。教師は子どもの前ではいつも笑顔であってほしい。いつも子どもに寄り添い、ともに喜び、ともに考え、ともに感動を味わってほしい。それには、学校が教師にとっても働きがいのある居心地のよい場所でなければなりません。そのためにも、教職員の健康管理や研修などによる資質向上が必要です。

子どもたちの幸せを願う保護者や地域の人々に温かく見守られ、指導力があり笑顔あふれる教師の下、一人一人の子どもが輝く夢を持ち、学習や運動、地域活動に意欲的に取り組む学校、子どもたちや教職員、保護者、地域住民が誇りとし、地域の絆を深める学校、そんな学校を築いていきます。

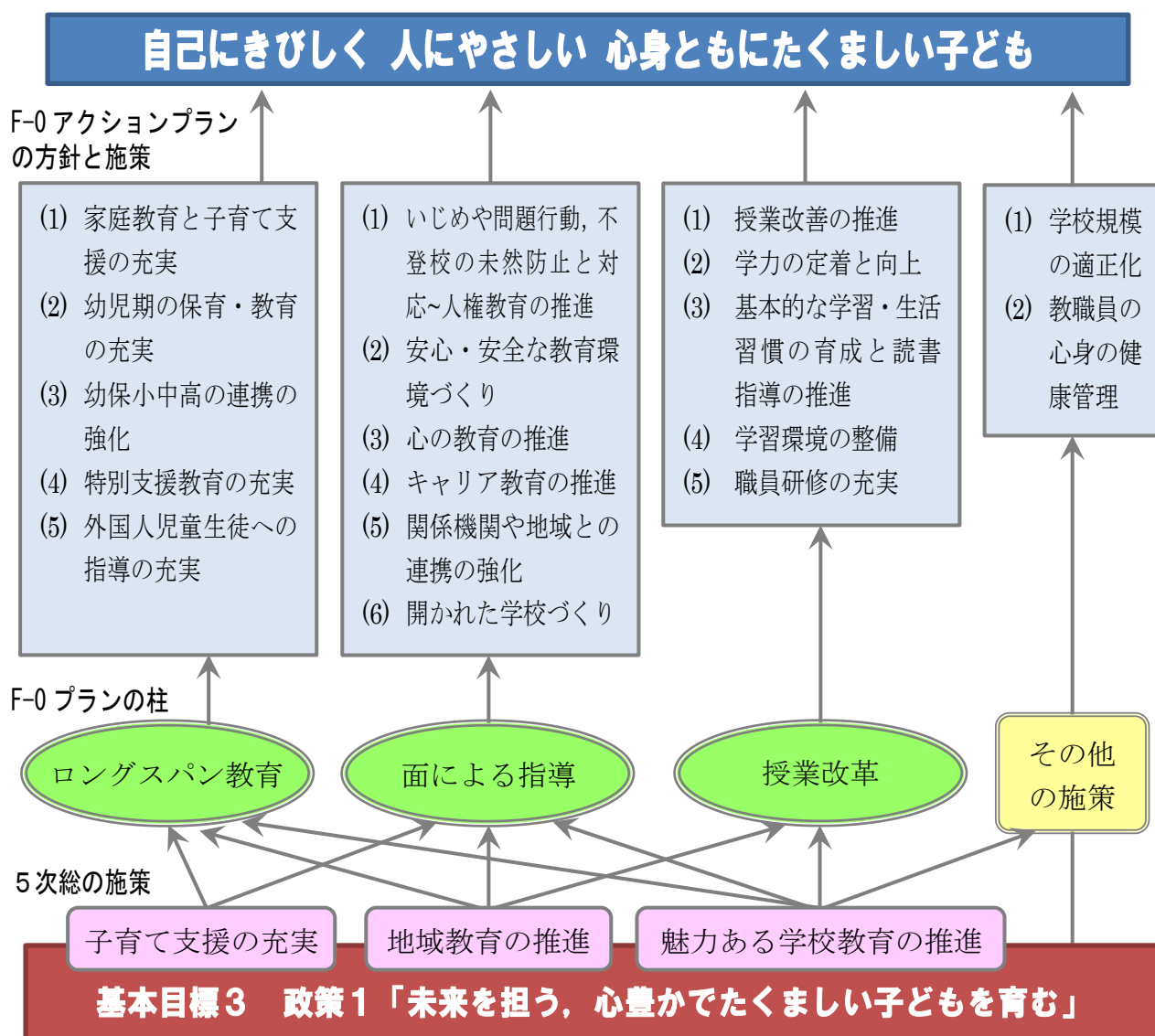


## 2 FROM-0 歳アクションプランの体系

5 次総と FROM-0 歳アクションプランの体系を下に示しました。5 次総の基本目標 3、政策 1「未来を担う、心豊かでたくましい子どもを育む」には「子育て支援の充実」、「魅力ある学校教育の推進」、「地域教育の推進」という 3 つの施策があります。その施策と FROM-0 歳プランの 3 本の柱である「ロングスパン教育」、「面による指導」、「授業改革」との関係及び FROM-0 歳アクションプランの方針と施策との関係を図で示したものです。

### 【5 次総と FROM-0 歳アクションプランの体系】

F-0 プランがめざす人間像



## 3 計画期間

計画期間は、平成 26 年度から 5 次総の最終年度である平成 31 年度までの 6 年間とします。

## II FROM-0 歳アクションプランの理念

### 1 理念

FROM-0 歳プランがめざす人間像、それは「自己にきびしく、人にやさしい、心身ともにたくましい子ども」です。このような子どもを育てることこそ、FROM-0 歳アクションプランの理念です。このプランは、子どもたちが仲間とともに安心して楽しく学ぶことができる環境を整え、これからの厳しい社会を生き抜いていくために必要な学力や少々の困難にはへこたれないで乗り越えていくたくましさ、他者を思いやる優しさなどの資質、自らへの誇りを身につけた、将来を担う人材を育てるための方針と施策を明らかにした計画です。

### 2 理念を支える3本の柱

#### (1) ロングスパン教育



誕生から就学までの保育や幼稚園教育を経て小中学校、そして高等学校を卒業するまで、子どもの教育に携わる関係機関が連携し、一貫した教育を推進します。教師や保育士、保護者、関係機関の職員が子どもの発達課題を認識し、情報交換などによる連携を密にし、積み上げを大切にします。連携と積み上げ

が一人一人の子どもの成長にもたらす相乗効果は、計り知れないものがあります。

また、高等学校や中学校の生徒が保育園・幼稚園や小学校の園児児童を実習や行事などでアドバイスしたり、授業や部活動で制作した作品を発表したりといった異校種の交流を推進することが大切です。職員も、異校種の授業や保育を参観することによって子どもの発達の状況を見守ったり、実際に保育や授業を体験することによって異校種の状況を実感的に把握したりすることが必要です。

#### (2) 面による指導

子どもの学習の場は、園や学校、家庭だけではありません。文化の森や図書館、





プラザちゅうたい，文化会館，健康の森，生涯学習センターなどの公共施設やスポーツ少年団などの民間団体，MT夢クラブ21，地域の山や川などの自然からも，子どもは大切なことを学びます。また，専門的な知識や技術，経験を持つ人から指導を受け，その人の生き様にふれることで，自分もそんな技術を身につけたい，そんな生き方をしたいといったあこがれを持ちます。これは，将来の夢につながり，社会性や道徳心を身につける機会にもなります。

このような学習の場を広げるために，教育に携わる関係諸機関がそれぞれ連携を密にするとともに，様々な知識や技術，経験を持ち，子どもに指導ができる人材，子どもに寄り添い，子どもと一緒に考える人材を発掘することが必要です。

### (3) 授業改革

授業改革の目的は，子どもたちに生きてはたらく真の学力を身につけさせることです。文部科学省は，「確かな学力」とは「基礎的な知識・技能を習得し，それらを活用して考え，判断し，表現することにより，様々な問題に積極的に対応し，解決する力」であるとしています。生きては



たらく真の学力とは，文部科学省の言う「確かな学力」と同義ですが，表現を変えれば，自ら問題を見つけ，その問題を解決するための仮説や方法を考え，粘り強く追求していく力，また追求するために必要な知識やコミュニケーション能力などを総合した学力です。

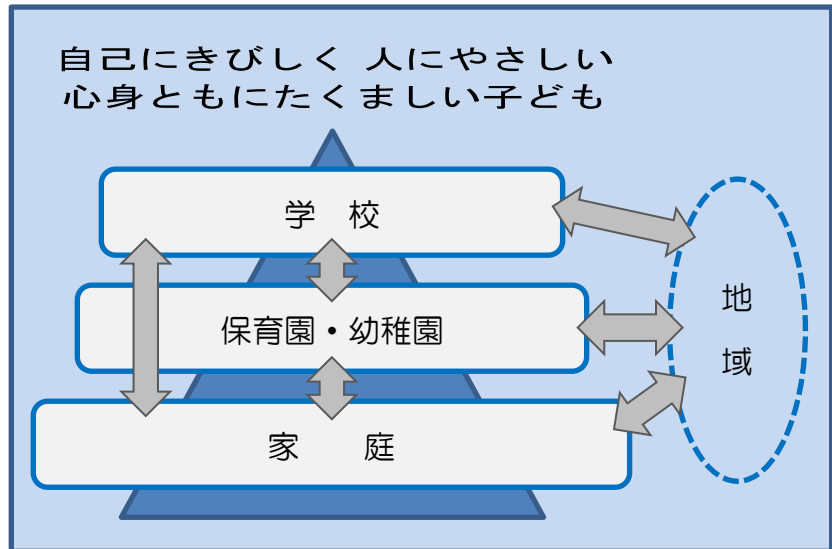
真の学力を身につけさせるために，学校教育においては，指導方法や指導内容を常に工夫・改善していくことが大切です。校内での研究や研修，教師個人による教材研究を不断に進めるとともに，少人数指導や小学校教科担任制，各種訪問事業など国や県との連携による施策と，教育センターの研修事業や情報機器の導入によるICT教育の推進など市独自の施策を推進していくことが必要です。

### 3 理念を具現する4つの場

4つの場とは，幼稚園・保育園，学校，家庭，地域です。それぞれの教育の場が役割を果たすことによって，FROM-0歳アクションプランの理念が具現されます。

保育園・幼稚園の役割は，遊びなどの体験や人との関わりを通して，健康・安全や自主，協調，話したり聞いたりする態度，自然や社会に対する興味関心など，人間形

成の基礎を養うことです。学校の役割は、子どもの知・徳・体のバランスのとれた成長を促すことであり、最大の使命はどの子どもにも生きてはたらく真の学力を身につけさせることです。そのために、保育士や教師は使命感を持ち、常に指導力を身につけるための研究・研修に努めなければなりません。



家庭は子どもがほっと一息つけるやすらぎの場所であると同時に、子どもの心を育て、基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせる場所です。子どもの成長において家庭の役割はたいへん大きいものです。人に対する愛情と信頼感、自己肯定感などは乳幼児期の親子の絆をもとに培われます。教育基本法第10条にあるように、子どもの教育は保護者の責任でもあります。したがって、幼稚園・保育園や学校、教育行政は常に家庭との連携を密にするとともに、家庭をサポートすることが必要です。

地域は園や学校、家庭をすべて含みます。核家族化、都市化が進んだ今、地域の教育力の低下が懸念されています。本来、地域住民は、地域の子どものことをよく知っており、地域全体で子育てを行っていくことが望ましい姿です。本市がそのような地域であるために、大人が社会人としての規範を示すとともに、子どもたちが地域社会に積極的に役割参加できるような仕組みを作っていく必要があります。



### Ⅲ 美濃加茂市の教育の現状と課題

#### 1 学力

学力の定義は、Ⅱ－２－（３）「授業改革」で述べた通りです。ここでは、平成 25 年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果を分析し、美濃加茂市の小中学生の学力の状況と課題及び今後の指導の方向についてまとめます。

文部科学省は平成 25 年 4 月、小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に、国語、算数（数学）の 2 教科について、悉皆の全国学力・学習状況調査を実施しました。美濃加茂市では、学力に関する結果を次のように分析しました。

#### （１）小学校国語における現状と課題及び指導の方向

##### 【 現 状 】

- ことわざについてはよく理解している。
- 作文を書くための技能や読みを深めるための接続詞の理解などが、確かな知識や技能として身につけていない児童がいる。（なんとなくはわかっている、授業では先生や仲間話を聞いて理解しているが、あらためて問われると答えられない）
- 主人公の気持ちを読み取ることなど、語句に着目し、確かな根拠を持って自分の考えをまとめる力が身につけていない児童が多い。（心情は読み取れても、その根拠や表現方法が説明できない）
- 漢字の読み書きが不十分な児童が多い。
- 記述式の問題の解答が不十分な児童が多い。

##### 【 課 題 】

- 「話すこと」「聞くこと」では、スピーチの表現を工夫することについて、以下のような課題がある。
  - ◇ 自分の立場や結論を明確にすること
  - ◇ 事実と感想、意見を区別すること
- 「読むこと」では、広告などを読み、編集の特徴をとらえることについて、以下のような課題がある。
  - ◇ 内容や形式に着目すること
  - ◇ キャッチコピーの表現方法、文章と写真や絵、図との関係、文字の大きさや配置などの効果

##### 【 指導の方向 】

- 読書活動の充実を図る。
  - ◇ 国語教材と関連書籍の活用
  - ◇ 読書時間の確保と読書に親しむ活動や啓発の充実
  - ◇ P T Aとの連携
- 心情を読み取る学習に終始するのではなく、知識・技能が確実に身につくような授

業への改善を図る。

◇ 教材を指導するのでなく、教材を通してどんな場面でも使える確かな力を指導すること

■ 見届ける，繰り返し学ばせる。

◇ 漢字の読み書きや文章の読み取りなどはスキルの過程を大切にし，個別に見届け，やりきらせる場を設定する

## (2) 小学校算数における現状と課題及び指導の方向

### 【 現 状 】

- 図形に関する理解が不十分な児童が多い。
- 少数のたし算，少数のかけ算など，基本的な計算を間違えることがある。(位取りの間違いの他，教師が予想できないような間違いも多い)
- 表を見て，問題の解決に必要な情報を選択する力が弱い。
- 単位量あたりの大きさを求める除法の式と商の意味の理解が不十分な児童が多い。

### 【 課 題 】

- 「図形」では，次のような課題がある。
  - ◇ 三角形の合同条件の理解
  - ◇ 円柱について，見取り図と実際の図形の高さなどの対応
  - ◇ 円柱について，展開図と実際の図形の対応
  - ◇ 台形の面積
- 「数と計算」では，次のような課題がある。
  - ◇ 少数の加法 ( $0.75+0.9$ )
  - ◇ 少数の乗法 ( $9.3\times 0.8$ )
  - ◇ 商と余りから被除数を求める(ある数を3で割ったら商が9で余りが2の時，ある数は?)
- 「量と測定」では，次のような課題がある。
  - ◇ 平均の意味
  - ◇ 条件によって変わる面積
- 方法や理由を記述する際，場面の状況や問題の条件に基づいて，必要な事柄を過不足なく記述すること。

### 【 指導の方向 】

- 見届けること，繰り返し学ばせることが大切である。基本的な計算技能の定着にはスキルの過程が大切である。文章題は，授業においては集団思考で立式することがあるが，できあがった式を計算するだけにならないよう，個別に見届け，やりきらせる場の設定を工夫する。
- 実際に立体図形を切り開く活動や，展開図を組み立てて立体図形を構成するような体験的な学習を行い，実感を伴う理解をさせる。一手間一工夫が必要な内容で



あるため、立体図形を切り開く部分を着色するなど、空間認識が苦手な児童にもわかるような具体的な手立てを工夫する。

- 平均の意味については、表と式あるいはグラフと対比させながら、式がどんな意味を持っているかを具体的にとらえさせる指導が必要である。比の問題も同様で、伴って変わる数を表で表すなど、その意味を考えさせることを大切にする。

### (3) 中学校国語における現状と課題及び指導の方向

#### 【 現 状 】

- どの内容についても正答率が高い。特に「話すこと」「聞くこと」の内容について優れている。とりわけ、B問題の「読むこと」の正答率が高い。
- 学習状況調査の「読書は好きですか」という質問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を選んだ生徒がたいへん多く、読書への関心が高いと言える。

#### 【 課 題 】

- 「書くこと」では、次のような課題がある。
  - ◇ 書いた文章を読み返し、目的に応じた表現に直すこと
  - ◇ 文の接続に注意し、伝えたいことがらを明確にして書くこと
  - ◇ 根拠を明確にして自分の考えを具体的に書くこと
- 言語についての知識・理解・技能では、次のような課題がある。
  - ◇ 漢字の読み書き
  - ◇ 語句の意味を理解し、文脈の中で適切に使うこと
  - ◇ 修飾語と被修飾語の照応について理解すること

#### 【 指導の方向 】

- 読書活動をさらに推進する。
- 自分の述べたいことや根拠を明らかにし、それが相手に伝わるように、文章の構成や表現を工夫するなど、書き方を具体的に指導する。
  - ◇ 書くために必要な情報の収集や取り上げ方について、事例にふれたり実際に書いたり、あるいは書いたものを互いに評価し合うような学習を行うこと
  - ◇ 自分が立てた根拠や資料の妥当性、整合性などについて、本当にそれによいのかどうか考えさせ、書ききらせることによって自信を持たせること
- 漢字の読み書きなど、基本的な内容については、特に定着が不十分な生徒に対する見届けと繰り返しの指導を徹底する。

### (4) 中学校数学における現状と課題及び指導の方向

#### 【 現 状 】

- どの内容に関しても、正答率が高い。
- 小学校の課題であった図形やB問題の資料の活用において正答率が高い。

- 次の内容が不十分である。
  - ◇ 数量を文字の式に表すこと
  - ◇ 数学的な表現
  - ◇ 関数に関する内容
  - ◇ 資料の活用



### 【 課 題 】

- 資料の活用では、次のような課題がある。
  - ◇ 与えられたヒストグラムについて、ある階級の相対度数を求めること
  - ◇ 資料の傾向を的確にとらえ、ことごらの特徴を数学的に説明すること（図形から考える、条件を選んだり整理したりして証明するなど）
- 図形では、次のような課題がある。
  - ◇ 角の等分線の作図の根拠となる対称な図形を見出すことや、球と円柱の体積を比べること
  - ◇ 示された方向に基づいて証明したり、条件を整理したりすること
- 関数では、次のような課題がある。
  - ◇ 関数の意味を数学的に理解すること（伴って変わる事象の意味を理解したり、そのことを数学的に表現したりすること）

### 【 指導の方向 】

- 資料の活用については、学級のスポーツテストの結果など身近な数字を取り上げることで、数学的に整理することの便利さなど、実感を伴う理解を促すよう工夫する。
- 図形を念頭でイメージすることが苦手であると考えられる。中学校であっても、実際に図形を描く、切り取る、折るなどの体験的な活動をていねいに行い、見届ける。また、繰り返し挑戦させる。
- 数学の用語を使うことを徹底する。また、AならばBなどの論理的な説明の方法に慣れさせる。生徒は安易に「それが…」や「こうなるので多分…」など、日常の会話のように説明することが多いので、その言い直しやノート指導を徹底する。

## 2 家庭での学習及び生活

平成 25 年度に実施した全国学力・学習状況調査を分析すると、本市の児童生徒には次のような傾向がみられました。

### (1) 家庭学習の状況

- 8 割近い小学生が、学習塾を含め毎日 1 時間以上家庭学習をしている。中学生では、3 時間以上学習する生徒が 2 割近くいる一方、少数ではあるが 30 分未満の生徒もいる。小中とも家庭での学習時間はおおむね確保できていると言えるが、中

学校においては家庭学習をする生徒としない生徒の二極化傾向がみられる。

- 小学生は家庭学習を計画的に行っている割合が高いが、中学生は低い。
- 小中学生とも家庭で宿題をやっている割合は高いが、予習や復習をしている割合は低い。

家庭学習の大切さ、特に予習や復習の意味を教え、意欲を高めるとともに、家庭学習が1時間に満たない児童生徒に対しては、保護者の協力を得てメディアの時間を制限するなど、個別の指導が必要です。帰りの会など学校にいる間に家庭学習の計画を立てさせるとともに、家庭学習の結果をきちんと見届けることも必要です。「宿題をやったかどうかを見届ける指導」から「習得できたかどうかを見届ける指導」へ、「自主的な家庭学習を呼びかける指導」から「自主的に学ぶ方法を具体的に教える指導」への転換を図ることが大切です。

## (2) 生活の状況

- 高い自己肯定感や達成感を持っている児童生徒が多い。
- いじめはいけない、役に立つ人間になりたいと思っている児童生徒が多い。
- 学校のきまりを守っている児童生徒が多い。
- 8割の小学生、5割の中学生が地域の行事に積極的に参加している。
- 地域や社会の出来事に関心があるのは小中学生とも約5割である。
- 約6割の小中学生が平日2時間以上テレビを視聴している。また、6割近い小中学生が平日1時間以上ゲームをしている。
- 読書好きな児童生徒が多い。

自己肯定感や達成感を持っている児童生徒が多いのは、学校で児童会や生徒会の活動を自分たちの手で運営したり、地域でボランティアとして参加する多様な活動が行われたりしていることの成果であると考えられます。その一方、地域や社会に対する関心は高いとは言えません。シティズンシップ教育により、市民としての権利や義務、責任について指導していく必要があります。

90%を超える小中学生が「どんな理由があってもいじめはいけない」と思っています。しかし、平成24年度の調査と比較すると微減です。いじめ問題に対しては、常に危機感を持って指導にあたることが大切です。

小中学生ともテレビやゲームなどのメディアに費やす時間が長く、そのことが家庭での学習時間を確保できない要因になっています。携帯電話やスマートフォンを持つ児童生徒が増えており、(1)で述べたように、メディアとの関わり方について指導するとともに、保護者への啓発が必要です。

一方、平成25年度の全国学力・学習状況調査では、中学生の正答率と読書が好きと答える割合がともに高い結果でした。学力調査における正答率と読書との間には相関があると考えられます。読書は心を育てるだけでなく、漢字の読み書きや文章を正確に読み取るなど言語能力を豊かにすることが期待できることから、今後も読書指導

を積極的に進めていくことが大切です。その際、「冊数を競う読書指導」ではなく、「読むことの楽しさと大切さを味わわせ、読書の習慣づくりにつなぐ指導」への転換を図ることが大切です。

### 3 いじめなどの問題行動・不登校

#### (1) いじめ

平成 24 年度のいじめに関する調査は、次のような結果でした。

	美濃加茂市			岐阜県	全国
	小学校	中学校	全体	全体	全体
認知件数	48 前年比+10	19 前年比+5	67	3,653 前年比+703	198,108 前年比 2.8 倍
1,000 人あたりの発生件数	14.3	11.3	13.3	15.3	14.3
解消率	97.9%	78.9%	92.5%	79.5%	89.4%

平成 24 年 7 月に報道された大津市立中学校のいじめ自殺事件以降、いじめに関する指導や対応のあり方が問われるようになりました。そして、日常観察やアンケート調査などによりいじめの把握に努めることと、いじめが認められた場合には解消するまで見届けることなど、指導の徹底が図られました。その結果、微細な事例もいじめとしてカウントされるようになったため、認知件数が増加することになりました。美濃加茂市でも同様であることは、この表からもわかります。

しかし、いじめの解消率は、県や全国と比較して本市は高いと言えます。いじめの解消は、保護者との連携を図りつつ、解決したと判断された後もしばらく様子を観察し、いじめの実態が見られなくなったことを確認した上で報告されています。本市の解消率が高いのは、各学校において教師がいじめに対する強い危機意識を持ち、組織的な指導を行い、その成果が出ていることの表れであるにとらえています。

インターネットや携帯電話、スマートフォンなど、ネットによるいじめについては、県教育委員会による平成 24 年度情報モラル調査において、次のようなデータが示されています。

項 目	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
自分の携帯電話やスマートフォンを持っている	19.3%	18.6%	23.2%	26.9%	34.5%
自分の携帯電話やスマートフォンにフィルタリングがしてある	68.0%	72.0%	68.4%	68.3%	64.1%
インターネットの掲示板や携帯メールなどで被害を受けたことやいやな思いをしたことがある	1.5%	2.2%	3.3%	4.8%	5.7%



最近では LINE などメールに代わる新しいコミュニケーションサービス（SNS）が普及し、それによる誹謗中傷のトラブルも発生しています。子どもたちの身近にパソコンや携帯電話によるインターネット環境が普及している現状を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた情報モラルに関する指導を積極的に進めていかなければなりません。また、PTAと連携して保護者に対する啓発を行い、家庭における情報モラルの指導を充実させる必要があります。情報機器のハード面や多様なネット環境の展開スピードに指導する教師が取り残されないよう、職員研修の充実を図ることも必要です。



いじめは弱い者を攻撃することによって自己の精神的な安定を図ろうとする行為であり、人間の根源的な弱さに起因するものです。したがって、いじめはいつでも、どこでも起こりうる問題です。また、いじめは潜在化していることが多いため、見逃してしまったり、単なるふざけやけんかと思っているうちに深刻ないじめに発展してしまったりする場合があります。したがって、現状に満足することなく、常に危機意識を持って指導にあたる必要があります。

## （2）不登校

平成 24 年度の市内小中学校の不登校児童生徒数とあじさい教室（教育支援教室）への通室状況は、次のような結果でした。

	4月	5月	6月	7月	8/9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年
小学校	2	4	5	5	6	6	7	7	8	9	11	9
中学校	9	15	18	15	25	26	25	27	27	27	17	33
計	11	19	23	20	31	32	32	34	35	36	28	42
あじさい教室	1	2	7	9	3	3	5	5	7	6	6	平均 4.9

<不登校児童生徒数：1ヶ月7日以上、1年30日以上の不登校による欠席者数>

また、不登校による年間30日以上欠席者の経年変化は次のようになっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校	10	9	15	9
中学校	39	32	32	33
計	49	41	47	42

小中学校ともに年による増減があります。1年間の変化をみると、年度当初は自己を向上させようとする意欲が高く、不登校の児童生徒数も少ないのですが、2学期以降は増加傾向にあります。これはほぼ例年の傾向です。

学校や保護者、相談員、スクールカウンセラー、こども課などとの連携により、1日も学校に登校できなかつた児童生徒があじさい教室（教育支援教室）に通室できるようになったり、相談室登校や保健室登校ができるようになったりするなど、学校復帰に向けての動きがみられる一方で、ここ数年、40人を超える不登校の児童生徒が出現しています。不登校の出現率は全国に比べると高くはありませんが、不登校0をめざし、今後も教育センターを中心に学校や保護者、関係機関の連携を深め、組織的な不登校対策を継続していく必要があります。

#### 4 体力や健康など

平成23年度、24年度の子どもの発育状況に関する調査（定期健康診断）によれば、本市の小学生は、県や全国と比較すると、身長、体重とも数値が小さく、やや小柄であると言えます。中学生は身長、体重とも、県・全国と比較して特段の差はありませんが、体格は男女ともやせ傾向にあると言えます。男女別にみると、肥満傾向は男子が、やせ傾向は女子の方がやや高く、中学校女子では肥満度20%以下の生徒の割合が高くなっています。



#### 【小学生の定期健康診断の結果】

学年・性別		項目	身長 (cm)			体重 (kg)		
			市平均 (H24)	県平均 (H23)	国平均 (H23)	市平均 (H24)	県平均 (H23)	国平均 (H23)
小学生	2年	男子	121.8	122.6	122.6	23.8	23.9	24.0
		女子	121.1	121.5	121.6	23.1	23.3	23.4
	4年	男子	132.9	133.3	133.5	30.1	30.4	30.3
		女子	133.2	133.5	133.5	29.5	30.1	29.8
	6年	男子	142.1	145.2	145.0	36.7	38.2	38.0
		女子	137.2	146.8	146.7	36.0	39.0	38.8

【中学生の定期健康診断の結果】

学年・性別		項目	身長 (cm)			体重 (kg)		
			市平均 (H24)	県平均 (H23)	国平均 (H23)	市平均 (H24)	県平均 (H23)	国平均 (H23)
中学生	1年	男子	151.7	151.7	152.3	43.0	43.2	43.8
		女子	151.5	152.1	151.9	42.7	43.2	43.6
	2年	男子	158.1	159.0	159.6	48.4	48.4	49.0
		女子	155.2	154.6	155.0	47.4	46.5	47.1
	3年	男子	165.0	164.9	165.1	54.5	53.5	54.2
		女子	156.1	156.1	156.6	49.3	49.1	49.9

【肥満度から見た体格（男子）%】

肥満度		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
やせ↑ ↓肥満	-20%以下	3.3	2.9	0.6	0.7	0.7	2.5	3.3	0.7	1.1
	-20%超~-10%以下	8.9	6.1	13.3	18.5	14.7	16.8	23.9	11.6	18.5
	-20%以上~+30%未満	1.9	1.0	1.9	4.5	5.9	6.1	3.6	5.1	4.1
	+30%以上~+50%未満	1.1	2.6	2.8	4.5	2.6	3.6	3.6	4.0	4.4
	+50%以上	0.4	1.3	0.3	1.0	0.7	1.1	1.3	1.5	1.5

【肥満度から見た体格（女子）%】

肥満度		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
やせ↑ ↓肥満	-20%以下	0.0	0.0	0.4	1.8	3.0	1.9	6.8	4.5	1.9
	-20%超~-10%以下	9.2	9.5	15.2	18.2	16.3	22.0	28.4	21.0	20.0
	-20%以上~+30%未満	2.3	3.5	3.6	2.5	5.3	4.6	5.4	3.8	3.8
	+30%以上~+50%未満	2.3	1.4	3.2	1.5	3.4	2.3	1.4	3.8	1.2
	+50%以上	0.4	0.0	0.4	0.7	0.8	0.0	0.7	0.3	0.8

体力診断テストにおける小学校 5 年生の比較では、長座体前屈で県・全国平均を上回っているものの、握力、上体起こし、反復横跳び、シャトルランでは下回っており、筋力、瞬発力、持久力に弱さが見られます。中学校 2 年生の比較では、女子の上体起こしと長座体前屈で県・全国平均を上回っているものの、握力、反復横跳び、シャトルランでは下回っており、小学生と同様、筋力、瞬発力、持久力に弱さが見られます。

幼児期や小学校段階における運動習慣を確立し、中学校における部活動をはじめとするスポーツ活動を推進することが大切です。

#### 【小学校 5 年生の体力診断テスト結果】

	握力 (kg)		上体起こし (cm)		長座体前屈 (cm)		反復横跳び (回)		シャトルラン (回)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
市平均 (H24)	15.8	15.5	18.9	17.2	34.3	38.3	38.3	37.2	46.5	34.9
県平均 (H23)	16.4	15.8	19.3	17.8	32.8	36.6	42.1	39.9	51.8	38.8
国平均 (H23)	17.0	16.6	19.7	18.4	33.2	37.1	42.3	40.2	54.4	42.0

#### 【中学校 2 年生の体力診断テスト結果】

	握力 (kg)		上体起こし (cm)		長座体前屈 (cm)		反復横跳び (回)		シャトルラン (回)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
市平均 (H24)	26.8	22.4	27.1	23.6	43.7	46.1	49.3	42.8	75.4	50.0
県平均 (H23)	28.5	23.6	26.6	22.5	44.1	45.9	51.1	45.5	85.4	59.5
国平均 (H23)	30.6	24.1	27.8	23.2	44.6	45.8	52.9	47.0	90.0	62.2

## 5 安心・安全への取り組み

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災は東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。同年 9 月には、多治見市で台風 15 号による大雨で増水した用水路に下校途中の小学生が転落し死亡、平成 25 年 10 月には、局地的豪雨で関市にある特別支援学校の高等部生徒が川に流され、死亡する事故がありました。これらの大災害や事故を受け、各小中学校では防災マニュアルの見直しを図るとともに、市教育委員会は気象通報に



よる登下校のあり方について指針を示しました。さらに同年、特別警報の新設に伴い、指針を更新しました。各学校では、保護者への引き渡し訓練を実施したり、保護者との連絡方法を複数化したりするなど、大規模災害に備えての対応を行っています。

今後は、各学校の実情に応じ、防災マニュアルの見直しと更新を随時進めるとともに、「命を守る訓練」を実施し、自分の命を自分で守り抜くために、自ら考え、判断し、行動するなど、災害に際して主体的に行動する力を育てる必要があります。市の地域防災計画の中で学校が避難所として指定されていることを踏まえ、市全体の防災体制の中での学校の役割についても検討していく必要があります。



また、大規模地震に備え、校舎の耐震化を進めなければなりません。老朽化した施設についても早期の改修を進め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整備する必要があります。あわせて、普通教室の空調を整備することにより、夏期における快適な学習環境を確保することが求められています。

不審者や交通事故から子どもを守るために、本市ではふれあい安全サポーターを小学校に1名、中学校に2名配置しています。また、各小学校区には児童の登下校を見守る「見守り隊」などのボランティアが組織されています。今後も、児童生徒への安全指導の徹底を図るとともに、地域全体で子どもたちを守り育てる取り組みを充実させていく必要があります。

食物アレルギーも、児童生徒の健康を脅かす大きな問題の一つです。平成24年12月、東京都調布市で、食物アレルギーがある小学校5年生の児童が給食後に不調を訴え、搬送先の病院で死亡するという事故が起きました。市内には、食物アレルギーのため給食からアレルゲンを除去したり、代用の弁当を持参したりする児童生徒が約400名います。アドレナリン自己注射を用意している児童生徒もいます。アレルギーを始め、心疾患や腎疾患など重篤な疾患がある児童生徒が安心して学校で生活できるよう、学校生活管理指導表を活用するとともに、学校と保護者、医師、消防署、教育委員会が連携を密にし、慎重に対応していく必要があります。

## 6 外国人児童生徒

本市は全国でも有数の外国人集住都市です。平成25年6月1日現在、市内の小学校に163名、中学校に86名、合計249名の外国人児童生徒が在籍しています。国籍は、ブラジル59%、フィリピン35%で、その他中国、ペルーなどとなっています。

外国人児童生徒の中には、日本語が理解できないために学校生活への適応が難しい子どももいます。経済状況を反映し、外国人児童生徒の保護者の雇用が不安定であるという問題も抱えています。そのこともあって、就学年齢に達していても、公立小中学校やブラジル人学校などへ就学していない外国人の子どももいます。

本市では、外国人児童生徒の多い学校には、県の加配教員や市費支援員を配置しています。また、平成15年4月、日本語がほとんど理解できない児童生徒のためのプレスクールとして、「共生学級エスペランサ」を開設しました。平成21年度からは、国の虹の架け橋事業（「定住外国人の子どもの就学支援事業」）により「のぞみ教室」と改称し、日本語の指導や学校生活への適応指導を行っています。今後も、国や県その他関係機関と連携し、外国人児童生徒が安心して、自信を持って学校生活を送ることができるような施策を講じる必要があります。

## 7 幼児教育

平成25年度に保育園・幼稚園に在籍している6歳児のうち、5月の時点における市内の保育園・幼稚園への在園状況は、公立保育園39.4%、私立保育園25.5%、私立幼稚園35.1%となっています。それぞれの保育園・幼稚園において特色ある保育や幼児教育が行われています。

美濃加茂市では、従来学校教育課の指導主事が保育園の公開保育を訪問指導するなど、こども課と連携し、幼児教育の質の向上を図っています。平成25年度より、幼児期から小学校までの低年齢期における児童の発達支援を強化するため、学校教育課に発達支援担当者（言語訓練指導員）が配置されました。保育園や小中学校への訪問及び健康課との連携により、障がいがある子どもの支援のあり方を指導したり、保護者を対象とした就学相談を行ったりしています。

また、過疎化、少子化により、北部地域では公立保育園に在籍する園児数が減少していることから、近隣の保育園の統合が計画されています。

## 8 幼保小中高の連携

教師と保育士相互の授業参観や異校種での授業の実施、園児児童生徒の交流活動など、中学校区での学校種間の連携が行われています。FROM-0歳プランの公表会では、保育園を巻き込んだ研究成果を発表しています。また、小中学校の校長会と園長会、教頭会と主任保育士会の交流を行っています。小学校と保育園が連携し、災害時を想定しての合同引き渡し訓練を行っている地区もあります。専門的な知識を持つ高等学校の理科教師が、小学校で講座を行ったり教育委員会主催のワークショップを担当したりするなどの交流も行っています。また、7で述べたように、教育委員会を仲介とした発達支援担当者による特別支援教育の面での連携を進めています。

今後は高等学校や私立の幼稚園・保育園と小中学校との連携や情報交流、異校種間での共通の取り組みを広げていくなど、幼保小中高の連携をさらに進めていくことが大切です。

## 9 家庭・地域の教育力

家庭教育について、教育基本法第10条では、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」と定められています。もとより、家庭は子どもがほっと一息つくことができる安らぎの場所です。同時に、子どもに基本的な生活習慣や規範意識、思いやりの心、善悪の判断などの倫理観を身につけさせる上で、家庭の果たす役割はたいへん重要です。

しかし、近年、核家族化や共働き家庭、母子・父子家庭の増加などを背景に、子育てについて相談できる人が身近にいないことや、自己の成育歴の中で子育てに関する体験的な知恵や知識を得る機会が少なくなっていることなどから、育児に対する悩みやストレスを抱えての孤立、子育てやしつけに対する不安、親子のふれあいや親の責任・役割に対する自覚の不足など、家庭の教育力の低下が指摘されています。共働きで子育てをする親が増え、子育てや家庭教育に十分な時間が割けなかったり、家庭における育児の負担が母親に集中したりする傾向があります。また、長時間労働をはじめとする労働環境を背景として、父親の子育てや家庭教育への参加が十分に進んでいないという指摘もあります。

このような状況の中で、様々な環境にある子育て中の親への支援や小中学校における家庭教育学級の充実を図るとともに、より多くの保護者が学校行事などに参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせたり、規範意識や善悪の判断などを教えたりする上で、地域もまた大きな役割を担っています。しかしながら、都市化の進展や地域の間関係・連帯意識の希薄化などを背景として、他人の子どもに無関心になったり、子どもたちの生活体験が減少したりするなど、子どもの健全な育成を支える地域の教育力の低下が課題となっています。

今後、大人が社会規範の手本を示すとともに、ボランティアを積極的に受け入れ、子どもたちが地域行事に企画段階から参加するなど、役割参加できるような地域づくりを一層推進していく必要があります。

### 10 学校規模の適正化

本市では、宅地開発などによる中部・西部地域の過密化と北部地域の過疎化が児童生徒数の増減に大きな影響を及ぼしています。北部地域の小学校においては、児童数の減少によって複式学級が増加していることや、子ども同士の切磋琢磨による成長が難しいことなどの悩みがあり、中学校においては、すべての教科の教師を配置できないことや、部活動の種類が少ないといった問題が生じています。一方、西部地域の中学校では、大規模化による教室不足などが問題となっています。

これまで、中部・西部地域の小中学校において、児童生徒数増加による教室不足を解消するために、LL教室を普通教室に改築したり、教室の間仕切り工事をしたりするなどの対応を行ってきました。今後も、児童生徒数については中部・西部地域における増加と北部地域における減少が予測されています。そこで、必要な教室を増やす

努力を継続する一方で、特に中学校生徒数のアンバランスを抜本的に解決するための方法として、中学校区の見直しを行っています。平成 25 年度から山手小学校区はすべて東中学校区に、平成 26 年度からは蜂屋小学校区の一部と加茂野小学校区の一部を双葉中学校区に、関係する地域の保護者や住民の意向を踏まえつつ再編成しました。それぞれ 6 年後に再度見直しを行うことを予定しています。

また、北部地域の小学校については、保護者や地域住民の意向を尊重しつつ、統合の是非を検討する必要があります。





## IV FROM-0 歳アクションプランの方針と施策

### 1 ロングスパン教育

#### (1) 家庭教育と子育て支援の充実

##### 【方針】

教育の原点である家庭の教育力を高めるとともに、すべての親が安心して子育てできるように、社会全体で家庭教育や子育てを支援します。

##### 【施策】

###### ➤ P T A活動の充実

家庭教育の役割を十分果たせるよう、家庭教育学級や学級懇談会を活用し、いじめや情報モラル、読書指導などの今日的な課題について、保護者相互及び保護者と学校との情報交流を図るとともに、研修や話し合いを通して家庭の教育力を高めます。また、保護者が学校行事などに参加しやすい環境づくりを推進します。

県教育委員会と連携して家庭教育指導者の資質を高め、家庭の教育力の向上を支援します。また、家庭教育学級を効果的・効率的に進めるための人材養成やネットワークづくりを推進し、情報交換や情報共有を図ります。

###### ➤ 父親が参加できる行事などの開催

学校行事やP T A活動など、父親が子どもと一緒に参加できる行事の開催を進めるとともに、料理教室、絵本の読み聞かせといった、家庭教育に関連する父親向けの活動の推進に努めます





➤ 安心して出産・育児ができる環境の整備《関連施策》

市では、妊婦や初めて親になる方を対象として、妊娠中の生活や出産、育児についての学習ができる機会を設け、不安を軽減し、子育てを楽しめるような環境づくりに努めます。出産後は、離乳食など食に関する学習の機会を設けたり、絵本の読み聞かせなどによって親子のふれあいを図り、豊かな情操を育てるための支援を行ったりします。

また、保育士や保健師など専門職による育児に関する相談を充実し、すべての親が安心して子育てできるような環境の整備に努めます。

➤ 就学前の子育て支援《関連施策》

仕事や病気、出産など家庭での保育が困難な時、保護者に代わって保育をしたり、子育てや子どもの発達・発育の悩みを気軽に相談したりできる仕組みを整えるなど、地域社会全体で子育てを支援する体制をつくります。

➤ 就学支援

保護者の経済的な理由によって児童生徒の教育に支障が出ないように、入学時や転入時に就学支援制度を案内し、教育の機会均等を図ります。

➤ 学童保育による保護者の就労などの支援

保護者が安心して就労、出産、介護などができるよう学童保育の拡大を図り、6年生まで受け入れられるようにします。また、学童保育で過ごす時間が充実するよう、保育の内容を工夫します。

**【推進課】** 学校教育課（教育センター） 教育総務課 こども課 生涯学習課  
健康課

《関連施策》

義務教育には直接関わらないが、FROM-0歳プランを実現するために大切な施策



## (2) 幼児期の保育・教育の充実

### 【方針】

保育所保育指針及び幼稚園指導要領に則り、教育委員会との連携を図りながら保育士相互の研究・研修を深め、保育園や幼稚園における保育や教育の質の向上を図ります。

### 【施策】

#### ➤ 保育内容の充実と保育士の資質向上《関連施策》

市内の保育園において公開保育を行い、子ども理解や指導案の作成、教材研究、指導援助、環境設定、言葉がけのあり方などについて研究し、保育士の指導力の向上を図ります。公開保育にあたっては要請に応じて学校教育課の指導主事が訪問し、指導します。

#### ➤ 市教育委員会指定による研究推進《関連施策》

平成25年度まで、FROM-0歳プランの一環として毎年度市内の保育園のうち一園を研究指定園とし、実践的な研究を進めるとともに、秋に研究の成果を発表してきました。FROM-0歳プランの中学校区を指定するローテーションにあわせることが難しいため、平成26年度からFROM-0歳プランとしての指定は外しますが、研究指定園の制度を継続し、FROM-0歳プランに則った研究を推進することによって、市全体の保育の質と保育士の指導力の向上を図ります。

#### ➤ 幼稚園・保育園への就園支援《関連施策》

幼稚園教育の普及充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため幼稚園就園奨励補助金を交付し、私立幼稚園に満3歳児～5歳児が通園している家庭に対し、条件に応じて入園料・保育料を減免します。また、保育園においては保育料を第2子は半額、第3子は無料としています。

【推進課】 こども課 学校教育課（教育センター）

#### 《関連施策》

義務教育には直接関わらないが、FROM-0歳プランを実現するために大切な施策

### (3) 幼保小中高の連携の強化

#### 【方針】

一人一人の子どもが小学校、中学校への入学による環境の変化に適応し、安心して学ぶことができるように、学校種間での教職員の見通しを持った指導の連携や園児児童生徒の積極的な交流を行います。

#### 【施策】

➤ 管理職などの交流による指導方法や情報の共通理解

保育園長、幼稚園長と小中学校長、主任保育士と小中学校教頭など、管理職・リーダー層による交流会を行い、子どもや地域の実態、園や学校の経営方針などを共通理解することにより、幼保小中高の一貫した指導の手だてを探り、共通歩調で指導にあたります。

➤ 保育士及び教師の連携

公開保育や研究授業を参観したり、保育実習や異校種での授業を体験したりするなど、連携のための交流・研修を積極的に行います。

➤ 園児児童生徒の交流

小学校で高等学校吹奏楽部のコンサートを開催するなど、高等学校の専門的な知識や技能を持った生徒や教師を講師として小中学校へ招聘したり、小中学生が高等学校の施設を利用して体験的な学習をしたりするなど、高等学校と小中学校との交流・連携を図ります。また、半日入学や職場体験学習、技術家庭科における幼児の生活と家族に関する学習、運動会へのボランティア参加など、授業や行事などにおいて園児児童生徒の積極的な交流を図ります。

➤ 中学校区における連携

中学校区の保育園・幼稚園や小学校、中学校が連携を密にし、PTAを巻き込んで家庭での生活や学習のあり方を研究するなど、9年間を見通した連続性のある指導の充実と幼保小中の円滑な接続を図ります。

【推進課】 学校教育課（教育センター） こども課

## (4) 特別支援教育の充実

### 【方針】

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び支援を行います。

### 【施策】

#### ➤ インクルーシブ教育の推進

障がいの有無にかかわらず、だれもが互いに尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認めあえる共生社会の構築をめざし、障がいのある児童生徒が排除されることなく、障がいのない児童生徒とともに学ぶことができるよう、特別支援教育を推進します。

#### ➤ 各学校における特別支援教育の推進

特別支援教育は、障がいの有無その他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成する基礎となるものであることから、特別な支援を必要とする児童生徒の在籍の有無に関わらず、全ての学校において実施します。

#### ➤ 就学指導・就学相談の充実

専門医や福祉関係者、特別支援学校職員、幼児教育関係者、小中学校職員などで構成する就学指導委員会により、特別支援教育の啓発や指導、該当する園児児童生徒の障がいの判定などを行い、小学校、中学校や特別支援学級、通級指導教室への入級、通室及び特別支援学校、高等学校への適正な就学を図ります。また、就学相談を充実させ、障がいのある子どもを持つ保護者が安心して子育てや適正な就学ができるよう支援します。

#### ➤ 関係機関の連携による就学前からの特別支援教育の推進

障がいの早期発見・早期支援が行えるよう、関係課及び発達支援センター・カナリヤの家など関係諸機関と連携して就学前の早期支援体制を整備するとともに、障がいがある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行います。

#### ➤ 学校種間の連携

個別の教育支援計画を作成し、個人情報管理に配慮しつつ、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の間で障がいのある児童生徒の情報を共有し、一貫した指導体制の確立を図ります。

➤ 特別支援教育に関する教師の資質向上

教育センターによる研修講座や特別支援教育コーディネーターを中心とした各学校における研修などにより、特別支援教育に直接携わる教師だけでなく、すべての教師の特別支援教育に関する資質の向上を図ります。

➤ 発達障がいのある児童生徒への支援の充実

小中学校の通常学級に在籍するLDやADHDなどの発達障がいのある児童生徒に対しては、チームティーチングや通室による指導などにより、きめ細かな指導の充実を図ります。

➤ 特別支援学校との連携

特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談やコーディネーターの派遣による就学指導、職員研修を行うなど、特別支援学校との連携の充実を図ります。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の小中学校で学ぶ交流および共同学習を積極的に推進します。

➤ 学校の施設・設備の整備

障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、ユニバーサルデザインの考え方を生かし、学校の施設・設備や教材教具の整備に努めます。

**【推進課】** 学校教育課（教育センター） 教育総務課 こども課 健康課  
福祉課





## (5) 外国人児童生徒への指導の充実

### 【方針】

多文化共生の理念の下、日本語指導を中心とした学校生活への適応指導を充実し、外国人児童生徒が自信を持って学校生活を送ることができるようにするとともに、一人一人に応じた進路の実現を支援します。

### 【施策】

#### ➤ 日本語指導の充実

日本語指導が必要な外国人児童生徒が多く在籍する学校に通級教室を開設し、県の加配教員を中心に日本語指導と学校生活への適応指導を充実します。また、市費による支援員を配置し、外国人児童生徒への指導の充実を図るとともに、通訳や翻訳などの業務を行い、日本語の理解が不十分な保護者を支援します。

#### ➤ 進路指導の充実

高等学校への進学を希望する生徒に対して、高校見学会や児童生徒と保護者が参加する進路説明会、進路相談を開催するなど、外国人児童生徒一人一人に応じた適切な進路の実現が図られるよう支援します。

#### ➤ 初期適応指導（のぞみ教室）の充実 <定住外国人の子どもの就学支援事業>

のぞみ教室において、日本に移住したばかりで日本の生活や文化になじんでいない外国人児童生徒を対象に、小中学校に就学する前の一定期間、集中的に学校生活に必要な日本語の指導や生活指導を行い、小中学校での生活に適応できるようにします。また、保護者に対しても三者懇談などにより、義務教育への就学や中学校卒業後の進路選択について相談活動を行います。これらのことにより、一人でも多くの外国人児童生徒が就学できるようにします。

各学校に配置した通級教室担当者とのぞみ教室スタッフの合同研修会を開催したり、連携を密にしたりすることで、それぞれの子どものニーズに合った支援を行います。

#### ➤ 学習環境の整備

日本語教室やのぞみ教室において、適切な教材教具を用意したり教室を整備したりするなど、学習環境の充実に努めます。

【推進課】 学校教育課（教育センター） 教育総務課 地域振興課

## 2 面による指導

### (1) いじめや問題行動、不登校の未然防止と対応～人権教育の推進

#### 【方針】

いじめや暴力行為などの問題行動や不登校を未然に防止するために、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進し、児童生徒の人権感覚や基本的な生活習慣、倫理観、規範意識を育てるとともに、問題の早期発見・早期対応に努めます。また、教育センターの研修や教育相談の機能を活用するとともに、学校、家庭、地域が連携・協力して取り組みます。

#### 【施策】

##### ➤ 人権教育の推進

社会科、道徳、特別活動の時間を始め、学校における全教育活動を通して、様々な人権問題に対する認識力、自己啓発力、行動力を培い、確かな人権感覚を育てます。

原則として人権週間の期間に「ひびきあいの日」を設定し、学校や校区の実情に応じて、保護者や地域との連携を図りながら、人権に関する啓発活動を実施します。

##### ➤ 生徒指導体制の確立

各学校において生徒指導に関するきまりや生徒への対応の仕方の基準を明確にし、それに基づいて全職員が同一歩調で一貫した指導を行います。

教育センターにいじめ対策スーパーバイザーを配置し、学校への訪問指導や相談活動を行うとともに、いじめ問題対策連絡協議会の運営やいじめ防止の啓発活動を行います。

##### ➤ 不登校への対応と教育相談体制の確立

不登校の未然防止と早期発見、不登校児童生徒の学校への早期復帰を図るため、校内における教育相談体制を確立するとともに小中学校にほほえみ相談員を配置し、生徒指導主事やスクールカウンセラー、教育センターと連携して相談活動の充実を図ります。あじさい教室（教育センター）では、集団への適応や情緒の安定、基本的な生活習慣の改善等のための相談や支援・指導を行います。

##### ➤ 倫理観や規範意識、人権感覚、問題解決能力の育成

児童会や生徒会など児童生徒の主体的な取り組みや道徳教育、人権教育、体験学習をはじめ、すべての教育活動を通して子どもの倫理観や規範意識の向上を図るとともに、人権感覚や主体的に問題を解決しようとする態度を育てます。

➤ 自己肯定感や自己存在感の育成

魅力ある授業，学級，学校づくりを推進し，すべての子どもが自己肯定感や自己存在感，自尊心を持つことができるよう努めます。

➤ 実態把握

教師による日常の観察や聞き取り，科学的なアンケート調査などによって児童生徒の心や行動の背景を把握し，情報を共有して指導にあたります。また，市費支援員を配置し，より多くの目で児童生徒を観察し，声かけを行います。

➤ 教師の生徒指導力と危機管理能力の向上

研修などによって，子どもに寄り添い共感的理解に徹する生徒指導の力や危機管理能力を高めます。とりわけ，いじめ問題は子どもの生命に関わる人権問題であることを認識し，常に危機意識を持って，全校体制で指導にあたります。

➤ いじめや問題行動の未然防止

いじめや暴力行為などの問題行動は「いつでも，どこでも，どの子にも起こりうる」という認識に立ち，家庭や地域との連携を図りながら，児童生徒に人権感覚や倫理観，規範意識を育て，未然防止に努めます。生徒会サミットを開催し，仲間を大切にしようとする意識や主体的に行動しようとする態度を育てます。

➤ 深刻ないじめへの対応

深刻ないじめが発生した場合には，被害児童生徒を守ることを最優先し，いじめ対策スーパーバイザーが学校をサポートするとともに，保護者，教育委員会その他関係機関との連携を図りつつ迅速に対応します。必要に応じて，市長との連携を図りつつ，弁護士や警察，保護者，臨床心理士などで構成される第三者委員会を設置し，被害者の保護と再発防止にあたります。

➤ 情報モラルの啓発

「ネット上のいじめ」が増加していることから，児童生徒の家庭でのインターネットや携帯電話，スマートフォンなどの利用状況を把握し，発達の段階に応じた情報モラルの指導を進めるとともに，PTAと連携し，家庭への啓発と家庭における情報モラルの指導の充実に努めます。

また，研修によって刻々と変化するネット環境に対する教師の理解を深め，ネットトラブルの未然防止に努めるとともに，トラブルが発生した場合には迅速に解決にあたります。

**【推進課】** 学校教育課（教育センター） こども課 地域振興課 秘書課

## (2) 安心・安全な教育環境づくり

### 【方針】

在校時及び登下校時の自然災害や交通事故、不審者などから児童生徒の生命を守るとともに、安心して学ぶことができる教育環境づくりを進めます。また、児童生徒が自分の命を自分で守るために、災害の種類や状況に応じて主体的に判断し行動する力を育てます。

食物アレルギーや感染症、食中毒などによる健康被害の未然防止に努めるとともに、発生した場合には迅速かつ適切に対応し、児童生徒の安全確保と早期の健康回復を図ります。

### 【施策】

#### ➤ 安全教育の推進

各学校において安全管理と一体化した組織的・計画的な安全教育を推進するとともに、「命を守る訓練」の充実を図り、児童生徒に危険を予測して回避するなど様々な状況に応じて主体的に判断し、行動する力を育てます。

#### ➤ 校内の安全管理体制の整備

各学校で作成している危機管理マニュアルや防災マニュアルを学校や地域の実態を踏まえて改善したり、マニュアルを共通理解するための校内研修を実施したりするなど、校内の安全管理体制を整備します。

#### ➤ 地域ぐるみの安全管理体制の構築

各学校にふれあい安全サポーターを配置し、交通事故や不審者から子どもを守るとともに、市やPTA、地域住民によるボランティアなどと連携し、地域ぐるみの安全管理体制を構築します。

#### ➤ 市と連携した防災対策

各学校は、市の防災マニュアルに基づく避難所としての役割を果たすとともに、市の防災訓練に積極的に参加するなど、市と連携した防災対策を進めます。

#### ➤ 学校施設の耐震化及び老朽化した施設の改修

平成25年度現在、学校施設の耐震化率は93.6%です。平成27年度までに古井小学校の耐震工事を計画しています。山手小学校については校舎の改築と合わせ、できるだけ早期の完了をめざします。また、老朽化した施設についても早期の改修を進め、児童生徒が安全に安心して学ぶことができる環境整備に努めます。

➤ 空調の整備

児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、暑い時期でも落ち着いて学習することができるように、空調の整備を進めます。平成 25 年度までに 7 校の普通教室の空調を整備しました。残り 4 校は、平成 27 年度までの整備をめざしています。

➤ 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーがある児童生徒に対しては、学校生活管理指導表を活用するなど該当児童生徒の状況を的確に把握し、保護者や医師、消防署その他の機関との連携を密にして、それぞれの実態に応じた対応に努めます。また、食物アレルギーに関する研修を実施し、教職員の理解を深め、応急処置など、緊急時の対応の方法を身につけます。

➤ 感染症・食中毒への対応

学校は集団生活の場であり、感染症や食中毒が発生した場合、児童生徒の健康や教育活動に大きな影響を及ぼすことから、うがいや手洗いの励行、マスクの着用や早めの医療機関の受診など、日頃から未然防止に努めます。

感染症や食中毒が発生した場合には、学校医の指導を受け、学校、保護者、教育委員会、保健所など関係機関が連携を密にして迅速かつ適切に対応し、感染の拡大を防ぐとともに、早期の解決を図ります。

**【推進課】** 学校教育課（教育センター） 教育総務課 健康課 防災安全課





### (3) 心の教育の推進

#### 【方針】

市民として生きていくために大切な社会性や豊かな人間性を育てるとともに、多様な学習の場を学校外に広げ、子どもが学んだり役割参加したりできる地域づくりを進めます。

#### 【施策】

##### ➤ 社会性の育成

道徳教育や体験活動、児童生徒の自主的な活動を充実し、規範意識や協調性、責任感、我慢する心などを育てます。また、市内各中学校生徒会のリーダーによる生徒会サミットを開催し、それぞれの生徒会活動のよさを学ぶとともに、いじめ撲滅などの取り組みを通してリーダーシップの育成を図ります。

##### ➤ 豊かな人間性の育成

道徳や特別活動を始め、全教育活動を通して命を大切にする心や思いやりの心、人権尊重の心を育てます。また、学校と家庭、地域が連携・協力して自然体験、福祉体験、勤労体験、文化芸術体験、ボランティア体験、命を育む体験など多様な体験活動や、社会の様々な分野で活躍する人たちとふれあう機会を積極的に取り入れ、豊かな人間性を育てます。

##### ➤ 学校外の教育施設の活用

文化の森や学外講師など、地域の教育資源や学習環境を活用した学びを推進し、専門的な知識や技術、社会性、豊かな人間性を育てます。

##### ➤ 地域社会への役割参加

児童生徒に地域行事のボランティアや企画段階からの参加を促すことにより、地域社会の一員としての自覚を持たせ、自己有用感や自己肯定感を高めます。



【推進課】 学校教育課（教育センター） 生涯学習課 スポーツ振興課  
文化振興課 健康課

## (4) キャリア教育の推進

### 【方針】

児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観や社会性を育てるとともに、自己の個性を理解させ、将来の職業や生き方についての自覚を促し、自己実現を図ります。

### 【施策】

#### ➤ 年間指導計画の策定と実施

キャリア教育（進路指導）に関する年間指導計画を作成し、働くことや職業についての理解を深め、社会生活のマナーやコミュニケーション能力を育てるなど、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を実践します。

#### ➤ シティズンシップの育成

社会科や道徳、特別活動の時間を中心に全教育活動を通して、人には社会の一員としての権利とともに義務や責任があることを理解させ、正しい判断や行動ができる能力や態度を育て、将来市民としての役割を果たすことができる児童生徒の育成に努めます。

#### ➤ 地域社会と連携した勤労体験活動の充実

学校だけでなく家庭や地域、職場における勤労体験活動を充実するとともに、保護者や地域、様々な職場の人々との関わりを通して、働くことや職業についての理解を深め、社会性を身につけることができるよう、地域やPTA、事業所などとの連携を図ります。

#### ➤ 適切な情報提供と啓発

職業や上級学校に関する書籍や資料など、進路実現に関する情報を提供するとともに、社会で活躍している身近な人の体験談を聞く機会を設けるなど、児童生徒の適切な進路実現のための啓発に努めます。

【推進課】 学校教育課（教育センター） 生涯学習課 産業振興課

## (5) 関係機関や地域との連携の強化

### 【方針】

学校とPTAや教育関係機関、青少年育成団体、地域住民との連携を密にし、社会全体で子どもを育てる体制づくりを進めます。

### 【施策】

- みのかも文化の森での体験学習  
《関連施策》

文化の森活用委員会が作成した「活用の手引」をもとに、文化の森学習係と連携し、授業の一環として文化の森での体験的な学習を推進します。

- 地域における休日の学習《関連施策》

地域の交流センターなどにおいて、休日に児童生徒が集まり、教科の学習や体験的な学習ができるような機会を提供します。

- 市立図書館との連携《関連施策》

司書教諭や学校図書館司書を中心に市立図書館と学校との連携を深め、学校や家庭における読書活動の一層の充実を図ります。

- MT夢クラブ21の推進《関連施策》

MT夢クラブ21に所属する各種スポーツクラブ、文化クラブ及びスポーツ少年団の活動を推進し、子どもの体力の向上及び健康の保持増進を図るとともに、一人一人の得意を伸ばします。

- 青少年育成市民会議やPTAとの連携《関連施策》

青少年育成市民会議と学校やPTAが連携し、地域における青少年健全育成の活動を推進します。

- その他の施設や機関との連携《関連施策》

市内にあるその他の施設や機関を有効に活用し、児童生徒の学習や体験活動の充実を図ります。



➤ 食育の推進

児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、各学校において食に関する年間指導計画を策定し、食育に取り組みます。また、栄養教諭による食育の授業の充実を図るとともに、PTAや学校給食センター、地域との連携を図りながら指導体制を整備し、組織的・計画的に食育を推進します。

学校給食の充実を図り、学校給食を食育の生きた教材とするとともに、地場産物の活用や地域の特色を生かした献立の開発に努めます。

➤ 環境教育の推進

児童生徒一人一人が環境問題を自らの問題としてとらえ、環境に優しい生活習慣を身につけるとともに、将来にわたって環境を守る行動がとれるよう、社会科や理科、道徳などの時間を始め、全教育活動を通して地域の環境や環境問題への関心を高め、理解を深める取り組みを進めます。また、総合的な学習の時間を活用し、地域の特色を生かした環境教育を推進します。

**【推進課】** 学校教育課（教育センター） 教育総務課（学校給食センター）  
生涯学習課 スポーツ振興課 文化振興課 環境課 健康課

《関連施策》

義務教育には直接関わらないが、FROM-0歳プランを実現するために大切な施策





## (6) 開かれた学校づくり

### 【方針】

各学校が保護者や地域住民との連携・協力を一層進めるため、学校の教育活動その他学校運営の状況を積極的に公開し、説明責任を果たすとともに、学校評価を実施し、学校教育の質の向上を図ります。また、保護者や地域住民などの意見やニーズを学校運営に反映させるとともに、地域の教育力を取り込むため、学校評議員制度の一層の充実を図ります。

### 【施策】

#### ➤ 学校情報の積極的な提供

学校だよりやホームページなどによって教育に関する情報を積極的に提供するとともに、地域住民を対象とする「ほほえみ参観日」を実施し、地域に開かれた学校づくりを推進して、学校教育に対する理解と信頼を高めるよう努めます。



#### ➤ 学校評価の実施

各学校において自校評価や保護者、学校評議員、地域住民などによる学校関係者評価（外部評価）を実施し、自校の課題を明らかにして、その改善に努めます。また、学校改善につながる実効性のある学校評価システムの充実を図ります。

#### ➤ 学校評議員会の充実

校長は学校運営にあたり、学校の教育目標や教育計画、児童生徒の実態、教育活動の状況、保護者・地域との連携のあり方などについて、学校評議員会で丁寧に説明するとともに意見を聞き、保護者や地域住民の意向を把握して学校運営に反映させます。

【推進課】 学校教育課（教育センター）



### 3 授業改革

#### (1) 授業改善の推進

##### 【方針】

どの子どもにも確かな学力を身につけさせるため、一人一人の子どもが課題意識を持って授業に臨み、自分の考えを持ち、仲間と練り合う学習を通して、「わかった」「できた」という達成感を味わうことができる授業をめざします。また、教育のユニバーサルデザイン化を図るための研究実践を進めます。

##### 【施策】

###### ➤ 確かな教材研究

ねらいの明確化、板書の構造化、導入・追求・まとめなどの指導過程の確立、子どもの興味関心を高め、理解を深める一手間一工夫など、確かな教材研究により1時間の授業の充実を図ります。

###### ➤ 言語活動の充実

国語科における「話す・聞く」「書く」「読む」活動の他、すべての教科や領域において、実験・調査活動のまとめやレポートの作成、表現活動、発表、プレゼンテーション、議論などの言語活動の充実を図ります。

###### ➤ 授業のユニバーサルデザイン化

目に入るものや音に反応してしまう、見通しが持てない、板書や教科書のどこを見ればよいのかわからないなど、児童生徒の困り感をとらえるとともに、「その子だけの支援」ではなく、「どの子にとっても便利な支援」になるよう指導方法を工夫します。

###### ➤ ICTの活用

教育効果を高めるために、タブレット型パソコンや電子黒板などICT機器を積極的に活用します。また、どの教師も新しい情報機器を授業に有効活用できるよう、各学校や教育センターにおいて研修を実施します。

###### ➤ カリキュラムの作成と改善

年間指導計画や単元指導計画を作成し、授業を計画的に進めるとともに、授業実践を通して年間指導計画や単元指導計画、指導方法の見直しを行い、授業の質の向上を図ります。

➤ 授業研究の推進

教科研究会や各学校における授業研究，教育センターにおける研修などを推進し，教師の授業力を高めます。また，市教育委員会や県教育委員会などの訪問を授業力向上の機会ととらえ，指導者の助言や指導案の作成を通して授業を見直し，改善を図ります。

➤ 小学校外国語活動におけるコミュニケーション能力の育成

小学校外国語活動において，MET（Minokamo English Teacher）を活用するなど，外国語にふれる活動を通して外国の言語や文化に慣れ親しむとともに，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。

外国語活動について全学年の年間指導計画を作成し，計画的に指導するとともに，実践を通して年間指導計画の改善を図ります。

**【推進課】** 学校教育課（教育センター）



## (2) 学力の定着と向上

### 【方針】

国や県が実施する学力・学習状況調査の結果を踏まえ、一人一人の子どもに基礎的・基本的な学力を確実に身につけさせます。

### 【施策】

#### ➤ 授業の終末時間の活用

授業においては、特に終末を学力定着の時間として位置づけ、確認の小テストや練習問題、まとめの記述などの活動をやりきらせ、確実に見届けることによって、学習内容の定着を図ります。

#### ➤ 市費支援員の配置

各学校に市費支援員を配置し、チームティーチングや個別の指導など、授業においてきめ細かな指導を実施します。

#### ➤ 指導方法の工夫改善

加配教員を活用して少人数指導やチームティーチングを実施し、個に応じた指導を充実します。

#### ➤ 小学校教科担任制の実施

小学校高学年における教科担任制について研究実践し、専門的でわかりやすい授業によって学力の向上と中学校へのスムーズな接続をめざします。

#### ➤ 家庭学習の充実

一人一人の学習内容の習得状況を把握した上で、学校で家庭学習の計画を立てさせ、家庭学習の方法や内容を具体的に指導するとともに、その結果を見届けることにより、授業で学んだ内容の補完と定着を図ります。

#### ➤ 学力テストの活用

国や県が実施する学力・学習状況調査などの結果を分析し、学習と生活の両面において課題を明らかにし、特に力をつけなければならない点や改善すべき点を重点的に指導します。

【推進課】 学校教育課（教育センター）

### (3) 基本的な学習・生活習慣の育成と読書指導の推進

#### 【方針】

話す、聞く、書くなどの姿勢や挙手の姿、話形やノートのまとめ方など基本的な学習習慣を定着させるとともに、規則正しい生活や適切な食事、運動など、学習の基盤となる基本的な生活習慣の育成に努めます。

また、読書のよさを味わわせるとともに将来にわたって読書をする習慣を育て、幅広い知識や言語能力、豊かな人間性を養います。

#### 【施策】

##### ▶ 基本的な学習習慣の定着

発達の段階に応じた指導によって、話す、聞く、書くなどの基本的な学習習慣の定着を図ります。

##### ▶ 家庭生活の実態把握と指導

P T Aとの連携を図りつつ子どもの家庭生活の実態を調査などによって把握し、適切に指導することによって規則正しい生活や栄養のバランスのとれた食事など、基本的な生活習慣の定着を図ります。

##### ▶ 学校での読書活動の充実

朝の読書活動など学校における読書時間を確保するとともに、児童会や生徒会の活動として読書紹介を取り入れるなど、進んで本を読もうとする態度を育てます。また、読み聞かせを積極的に行い、読書の楽しさを味わわせます。





➤ 家庭での読書活動の推進

保護者による読み聞かせや親子読書週間を設けるなど，PTAと連携し，家庭での読書活動の充実を図ります。

➤ 学校図書館の充実と市立図書館との連携

司書教諭や学校図書館司書を中心に学校図書館の充実を図ります。また，市立図書館との連携を図り，子どもがより多くの本に親しむ環境を整備します。

➤ 健康・体力づくりの推進

体育や保健体育，道徳，特別活動の時間を中心に，全教育活動を通して児童生徒の体力の向上と心身の健康の保持増進に努めるとともに，家庭と連携し，体力づくりや睡眠時間，歯みがきなどの生活習慣づくりを進めます。また，中学校の運動部活動やMT夢クラブ 21，スポーツ少年団の活動など，スポーツ活動の充実を図ります。



**【推進課】** 学校教育課（教育センター） こども課 生涯学習課  
スポーツ振興課 健康課





#### (4) 学習環境の整備

##### 【方針】

児童生徒の知的好奇心を高め、学力の定着を図るとともに、集中して学習に取り組むことができるような学習環境の整備に努めます。

##### 【施策】

###### ➤ 教材開発

児童生徒の学習意欲を高めたり理解を深めたりするための教材研究と教材開発を積極的に行います。

###### ➤ ユニバーサルデザインを生かした教室経営

児童生徒が授業に集中できるように教室の前面掲示を工夫する、見やすい色のチョークを使用する、1時間の授業の見通しを子どもに示すなど、ユニバーサルデザインの考え方を生かし、どの子どもも安心し、集中して学習に取り組めるような教室環境の整備と授業づくりに努めます。

###### ➤ 美しく整える

環境が児童生徒の心に及ぼす影響は極めて大きく、美しく整えられた環境でこそ子どもの心が育ち、落ち着いて学習に取り組むことができることを常に意識し、学校環境を整備するよう努めます。

【推進課】 学校教育課（教育センター） 教育総務課



## 【方針】

自己啓発面談や研修などを通して教職員の自己啓発や意欲向上を図るとともに、一人一人の教師が確かな指導力を身につけ、自信をもって子どもと向き合えるような体制を整備します。

校内研究・研修の充実を図るとともに、教育センターにおいては内容豊かな研修を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。

## 【施策】

### ➤ 自己啓発面談

自己啓発面談において、管理職による適切な指導のもと、それぞれの教職員の課題を明確にし、教科や生徒指導における指導力の向上を図ります。

### ➤ 研究と研修の充実

管理職の適切な指導と県及び市教育委員会の支援のもと、校内における実践に基づいた研究や研修を充実させるとともに、教育センターにおける研修事業の充実を図ります。管理職は、自校の教職員が校外で行われる各種研修に参加できるよう配慮するとともに、積極的な参加を促します。

### ➤ 指導体制の確立と市教育委員会の指導

教師の指導力の向上を図るため、校内において管理職を中心とした研修体制を整備します。また、学校訪問において市教育委員会が指導します。

### ➤ 教育センターにおける研修の充実

教育センターにおいて、喫緊の教育課題や教科・生徒指導に関する研修の他、経験年数や職務内容などニーズに応じた研修を工夫し、教職員の指導力やスキルを高めます。

【推進課】 学校教育課（教育センター）

#### 4 その他の主な教育施策

##### 【方針】

美濃加茂市における北部地域の過疎化と西部・中部地域の過密化による学校規模の不均衡を是正し、児童生徒が適正な環境の中で平等な教育を受けられるように努めます。

##### 【施策】

###### ➤ 中学校区の見直し

宅地開発などによる市の中部・西部地域の過密化と北部地域の過疎化に伴い、中学校において教室不足や個別の活動機会を設定しにくいといった大規模校の問題と、すべての教科の教師を配置できないことや多様な部活動ができないといった小規模校の問題が顕在化しました。そこで、平成25年度から山手小学校区をすべて東中学校区に、平成26年度からは蜂屋小学校区の一部と加茂野小学校区の一部を双葉中学校区に再編成しました。この後、平成25年度の小学校1年生が中学校へ入学する平成31年度に再度見直しを行います。その際、通学路の安全対策や各中学校の学習、部活動の状況などについて保護者や地域住民に対する説明を行い、理解を得るよう努めます。

###### ➤ 小学校の統廃合

北部地域の小学校では人口減少によって複式学級が増加しています。児童数が少なくなることは、きめ細かな指導ができるというメリットがありますが、その一方で、多様な考え方にふれる機会や切磋琢磨する機会が少なくなる、スポーツや音楽活動など、集団での活動に制約が生じるといった問題があります。こうした現状を踏まえ、保護者や地域住民の希望や意見をよく聞いて、小学校の統廃合に取り組みます。

【推進課】 教育総務課 学校教育課（教育センター）

## 【方針】

「教育は人なり」と言われるように、教育は教職員の資質を根幹としていることを認識し、倫理観を高める研修に努め、資質の向上を図ります。さらに、教職員が常に明るく笑顔で児童生徒に接することができるよう、教職員の心身両面における健康の保持増進に努めます。

## 【施策】

### ➤ 教職員の心身両面の健康管理

一人一人の教職員が指導力を十分に発揮し、明るく元気に児童生徒に接するために、校内の安全衛生委員会を定期的に開催し、管理職や衛生推進者、衛生管理者を中心に、健康診断の結果を踏まえた心身両面にわたる健康指導や職場の環境整備などを行います。また、行事の精選や退庁時間の管理など、多忙感を解消するための取り組みを推進します。市教育委員会は、総括安全衛生委員会を開催し、各校の取り組みの交流や先進的な取り組みの紹介などを行います。

教職員のメンタルヘルスについては、セルフケア及びラインケアを推進するとともに、国や県、市の事業を積極的に活用します。

### ➤ ライフプランの設計と適材適所の人事配置

一人一人の教職員が、自己啓発面談や管理職との日頃のコミュニケーションを通して自らのライフプランを設計し、意欲的に働くことができるように努めます。

校長は、学校が教職員にとって働きがいのある居心地のよい職場であり、互いに切磋琢磨しつつその能力を十分に発揮し、新たな資質を身につけることができるように、適材適所の校務分掌や校内人事を行います。

教職員の人材育成と能力開発の視点に立ち、年齢、免許、勤務歴、実績などを勘案して、その能力が生きる人事異動を実施します。また、広域人事異動や校種間交流、研修派遣を積極的に行うなど、教職員の資質能力の向上を図る異動を推進します。

### ➤ 不祥事の根絶

児童生徒にとって最も身近な大人であり、人間としての生き方を学ぶ存在である教職員が不祥事を起こすことで、社会に与える影響と本人だけでなく家族にも計り知れない損失が及ぶことを自覚させ、倫理観の向上や点検活動など、不祥事の根絶に向けた取り組みを推進します。

➤ 学校に対する様々な要望への対応

学校の教育方針や指導に対する様々な意見や要望に対しては、真摯に耳を傾け、在籍するすべての児童生徒の健やかな成長を最優先し、誠実かつ組織的に対応します。

**【推進課】** 学校教育課（教育センター） 教育総務課



V FROM-0 歳アクションプランの評価

柱	施策番号	施策	評価の視点	現状値 (H24年度)	目標値
1 ロング スパン 教育	(1)	家庭教育と子育て支援	家庭教育学級への参加率	%	75%
	(2)	幼保小中高の連携	中学校区で学力向上や挨拶などの連携の達成率	%	100%
	(3)	特別支援教育	特別支援学級に対する在籍児童生徒の保護者の満足度	%	85%
	(4)	外国人児童生徒の指導	小中学校への外国人児童生徒の就学率	61.4% (H25.4)	80%
2 面による 指導	(1)	いじめや不登校などの対応	いじめの解消率	小学校:97.9% 中学校:78.9%	100%
	(2)	安心安全な教育環境	自分の命を自分で守る「命を守る訓練」の実施回数	回	3回
	(3)	社会性や豊かな人間性	中学生のボランティア参加人数	879人	1,000人
	(4)	関係機関などとの連携	小学校の文化の森での学習の回数	148回	160回
	(5)	開かれた学校づくり	小中学校ホームページの更新頻度		月1回以上
3 授業 改革	(1)	授業改善	授業がわかる児童生徒の割合	小学校: % 中学校: %	小学校:80% 中学校:70%
	(2)	学力の定着と向上	1日の家庭での学習時間	小5・6年82分 中1・2年142分	小5・6年100分 中1・2年150分
	(3)	基本的な学習・生活習慣	1ヶ月の読書冊数	小5・6年7冊 中1・2年1.7冊	小5・6年8冊 中1・2年3冊
	(4)	学習環境の整備	ユニバーサルデザインを生かしている学級の割合	%	100%
	(5)	職員研修	教育センター講座の出席者数	526人	1,000人
4 その他	(1)	学校規模の適正化	中学校で少人数指導などが可能な余剰教室数(平均)		3
	(2)	教職員の心身の健康管理	平日の勤務時間終了後に仕事を する時間(平均)	小学校:h 中学校:h	小学校:1h 中学校:2h

## 美濃加茂市教育振興基本計画策定委員名簿

No	役 職	氏 名	住 所 など
1	委員長	平田 芳昭	美濃加茂市青少年育成市民会議推進委員会 理事長
2	副委員長	三輪 稔	美濃加茂市青少年育成市民会議推進委員会 副理事長
3	委 員 (指導者)	原田 信之	学識経験者 名古屋市立大学教授
4	委 員	山田 日吉	美濃加茂市小中校長会会長 下米田小学校長
5	委 員	中島 永至	美濃加茂市小中校長会副会長 (小学校校長会会長) 山手小学校長
6	委 員	井上 光彦	美濃加茂市小中校長会副会長 (中学校校長会会長) 双葉中学校長
7	委 員	篠田 憲明	高等学校代表 加茂高等学校長
8	委 員	北原美代子	美濃加茂市公立保育園長会代表 太田第一保育園長
9	委 員	林 欣児	美濃加茂市保育研究会代表 加茂学園長
10	委 員	福地 正典	幼稚園代表 たから幼稚園長
11	委 員	堀田 泰史	美濃加茂市地区連合PTA会長 双葉中学校PTA会長
12	委 員	佐伯 昌子	山之上小学校母親代表
13	委 員	三嶋 奈緒	古井小学校母親代表
14	委 員	山田 夕紀	東中学校母親代表
15	美濃加茂市 担 当 課	日比野安平 伊藤 誠一 川合 伸子 可児 雅之 小田島史佳 安藤 弘己 林 真紀	教育長 市民協働部長 こども課長 生涯学習課長 文化振興課長 スポーツ振興課長 健康課 (保健師)
16	事 務 局	伊納太加雄 古田 哲也 社本 勝義 渡邊由美子	教育委員会事務局長 教育委員会学校教育課長 教育委員会学校教育課教育指導係長 教育委員会教育センター相談員

# 美濃加茂市の歌

作詞 石井三千男 作曲 松本民之助

東海の要と占めて  
新しき陽のさすところ  
澁らつと息吹に満ちて  
築きゆく 自治のいしずえ  
ああ 美濃加茂市 美濃加茂市  
光の朝はここに来る

木曾川の流れゆたかに  
幸よびてうるおすところ  
建設の意気も高鳴り  
栄えゆく 力脈うつ  
ああ 美濃加茂市 美濃加茂市  
理想の朝はここに来る

夢をよぶ四季を絵巻に  
人の和の花咲くところ  
伝統の文化うけつぎ  
めざしゆく 明日は輝く  
ああ 美濃加茂市 美濃加茂市  
希望の朝はここに来る



---

美濃加茂市